

【ABC 消費者情報 Vol. 56】

◎高齢者を狙った“点検商法”

過去に床下換気扇の設置や屋根工事をした業者が点検に訪れ、新たに高額な工事を契約させるという相談が寄せられています。

■相談事例 1

○数年前に屋根と壁の工事をした業者が点検に訪れ、風呂場の水漏れ防止の工事を勧められた。約 60 万円で契約したが、工事の内容がずさんで納得いかない。他の業者に聞くと、それほど高額な費用はかからないようだ。

■相談事例 2

○床下換気扇の掃除に訪れた業者が、玄関のヒビを見て、放っておくと家が崩れると言うので、不安になって修理を依頼した。少量のセメントで、ヒビをふさぐ程度の簡単な修理だったが、約 20 万円を請求された。支払いが難しいので、解約したい。

■アドバイス

○訪問販売で契約したときは、工事が終わっていても、契約書面を受け取ってから 8 日以内であれば、クーリング・オフができます。また、8 日を過ぎていても契約を解除できる場合があります。

○不安をあおるような言葉で、契約を急がされても、すぐに契約せずに、家族などに相談したり、複数の業者から見積りをとったりして、工事の内容や金額をしっかりと検討しましょう。

○勧誘がしつこい、強引なときなどは、消費生活センターや近隣の交番等にご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611